

国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 老人保健の医療受給者証

をお持ちの方へ

平成18年2月1日から 下野市の保険証(受給者証)に変わります!

新しい国民健康保険被保険者証や高齢受給者証及び老人保健の医療受給者証は、1月末に郵送しました。対象の方で当該保険証等が届いていない方は、お知らせください。

2月1日以降医療機関にかかる際には、新しい下野市の保険証等を提示してください。

旧町の保険証等につきましては、市民課窓口(国分寺庁舎・南河内庁舎・石橋庁舎)または保険年金課(国分寺庁舎)へ返還してください。

問い合わせ先

市民生活部 保険年金課 国保係 ☎ 40-5558

保険年金課からのお知らせです。

◆確定申告の際、「社会保険料控除証明書」等の添付や
「揭示が義務付けられました」
所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付または揭示することが義務付けられました。
このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月中旬に送付されました。(2月上旬にも送付されます)
◎11月上旬に送付された方
1月1日から9月30日までの間に、保険料の納付があった方。
◎2月上旬に送付される方
10月1日から12月31日までの間に、はじめて保険料の納付があった方。

確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。
お問い合わせは、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

また、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届いていない場合のお問い合わせは、左記までご連絡ください。

■問い合わせ先

専用コールセンター
☎ 0570(00)9911
栃木社会保険事務所
〒328 8533
栃木市城内町1 2 12
☎ 0282(22)6074

◆1月10日より、年金の相談及び請求先が変わりました

合併に伴い、相談先の社会保険事務所が変更になりました。合併後の年金相談は栃木社会保険事務所にお願います。

◆国民年金保険料納付相談窓口開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び相談を行います。
対象者には後日、栃木社会保険事務所から通知があります。

○日時

平成18年2月22日(水)
午前10時から午後5時

○場所

グリーンタウンコミュニティセンター会議室

○日時

平成18年2月24日(金)
午前10時〜午後5時

○場所

下野市石橋公民館(旧石橋町中央公民館)第2会議室
下野市国分寺公民館(旧国分寺町公民館)第1研修室
どこの会場でも相談できますので、都合の良い日時、場所にご来場ください。

■問い合わせ先

市民生活部保険年金課年金係
☎(40)5558